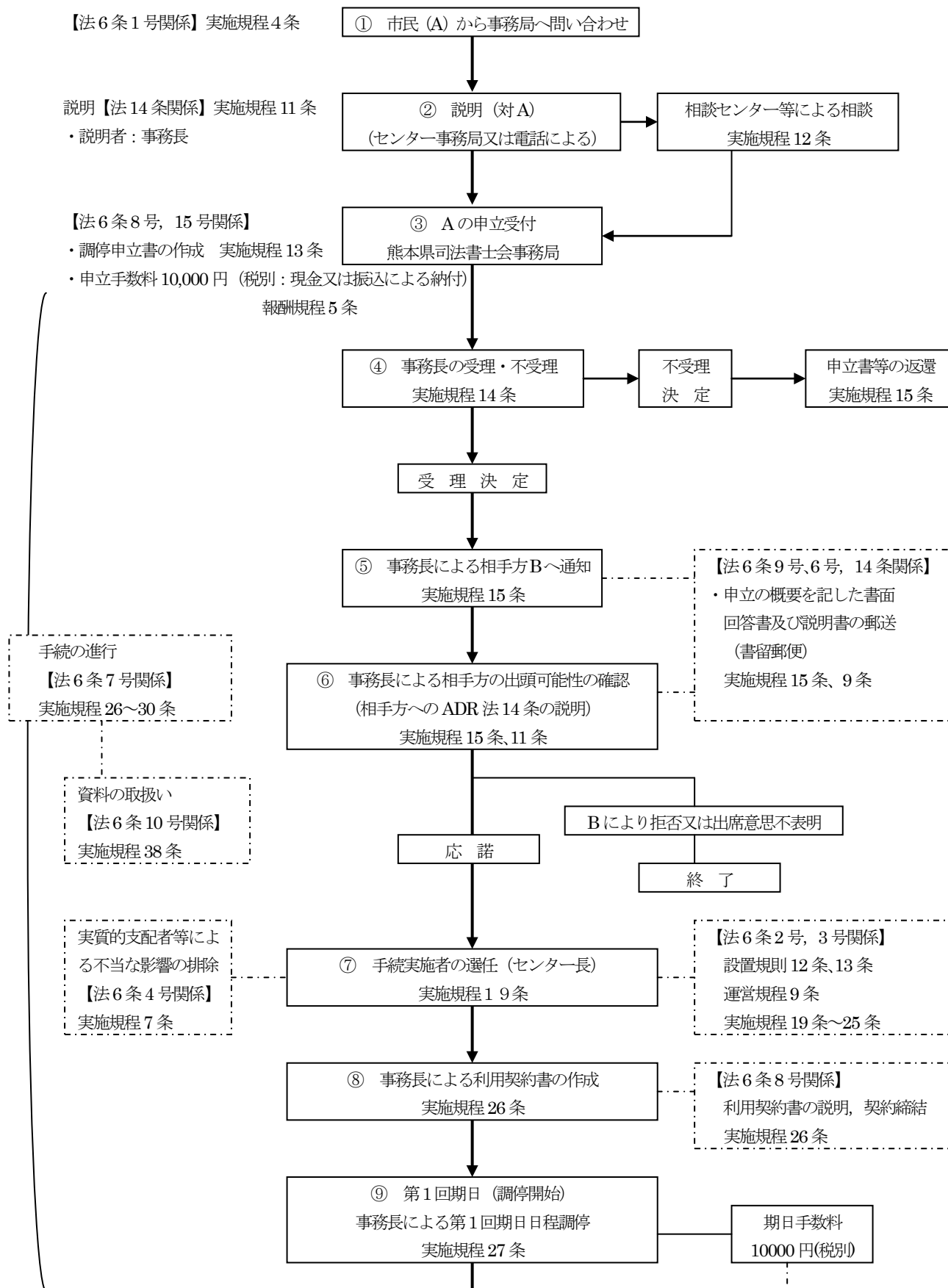
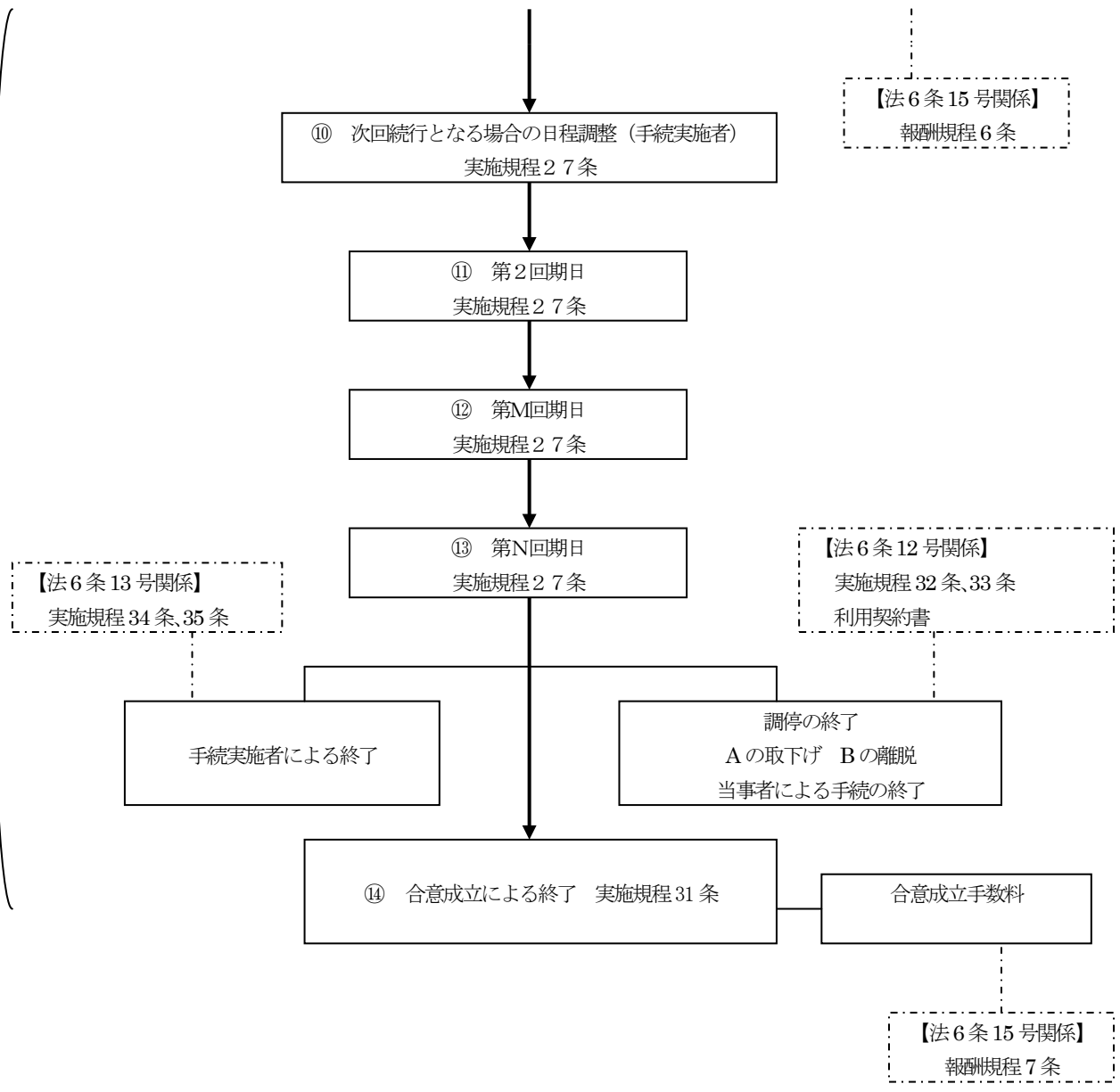


1.4 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要

《司法書士法第3条第1項第7号の範囲内の紛争 弁護士助言措置なし》





(第9面)

1 4 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要 (続き)

○業務時間

- ・原則として平日午前9時～午後5時
- ・調停は、センター長が必要と認めた場合は上記以外の日時で行なうことができる。
(運営規程第16条)

○調停実施場所 (認証紛争解決手続の業務を行なう事務所)

- ・センター所在地
- ・当事者の一方又は双方が希望し、手続実施者が相当と認めた場所
(実施規程27条)

○通知の方法【法6条6号関係】

- ・申立人に対する不受理決定書、相手方に対する案内文・説明書、調停合意書、取下書、離脱書、手続終了決定…以上配達証明付書留郵便
- ・その他…普通郵便、電話、ファクシミリ、電子メール
(実施規程9条, 14条, 15条, 31から35条)

○資料の取扱い【法6条10号関係】

- ・資料については写しを作成した上で、原本を直ちに返還する。
(実施規程38条)

○秘密の保持【法6条11号, 14号関係】

- ・守秘義務 (実施規程4条)
- ・手続は非公開 (実施規程5条)
- ・文書管理責任者：センター長 (設置規則7条)

○報酬・費用関係【法6条15号関係】

- ・申立事務手数料 10,000 円 (税別)
申立人が、申立書を提出するまでに現金又は調停センター指定の口座へ振込にて納付
- ・手続実施者報酬 10,000 円 (税別)
利用者間に特段の合意がない場合は、期日終了後に利用者の均等負担により現金又は調停センター指定の口座へ振込にて納付
- ・合意成立手数料 和解成立時の経済的利益の額が、50 万円未満の場合は 15,000 円(税別)、50 万円以上 100 万円未満の場合は 30,000 円(税別)、100 万円以上 140 万円以下の場合は 50,000 円(税別)
利用者間に特段の合意がない場合は、和解成立後利用者の均等負担により現金又は調停センターの指定の口座へ振込にて納付
(報酬規程5条, 6条, 7条)
- ・調停センター所在地以外で調停を行う場合には、センターから当該場所までに要する交通費、宿泊費、当該場所の会場借料その他の実費を予納。
(報酬規程17条)

○苦情の取扱い【法6条16号関係】

- ・受付先：熊本県司法書士会の苦情対応窓口
- ・申立方法：書面、ファクシミリ、電子メール、口頭
- ・処理方法：苦情対応員が対応 (原則として、苦情対応員が申立人に対し、説明、助言をする)
- ・処理結果：苦情対応員 (ないし会長) より、書面又は口頭により対応の結果を通知する

(設置規則23条, 苦情規程3条, 4条, 5条, 6条, 8条)

14 民間紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法の概要 (続き)

○揭示【法11条2項関係】

- ・熊本県司法書士会事務局に揭示する
(設置規則18条)

○手続実施記録関係【法16条関係】

- ・作成者：センター長
期日ごとの調書は、各手続実施者が作成
- ・10年間司法書士会事務局に保管
(設置規則7条, 実施規程34条, 35条)